

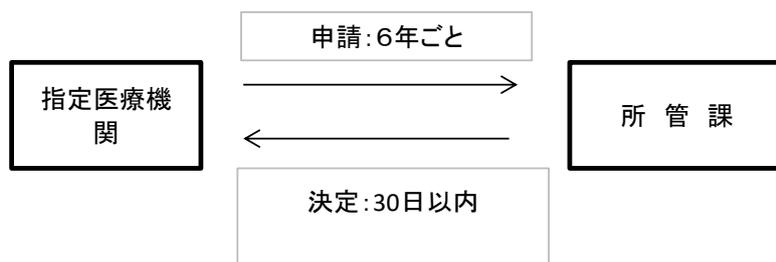
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 20

処 分 名	指定医療機関の指定の更新	
処 分 の 概 要	生活保護の医療扶助のための医療機関を指定を更新する。	
根 拠 法 令 名	生活保護法(昭和25年法律第144号)	
条 項	第49条の3	
所 管 課	生活福祉総務課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	30日	
標準処理期間	計	30日
審査基準	<p>生活保護法第49条の3、生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)、生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)及び生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日社発第727号)に定める基準に該当すること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>生活保護法 (指定の更新) 第四十九条の三 第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前条及び健康保険法第六十八条第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (平二五法一〇四・追加)</p> <p>生活保護法による医療扶助運営要領について</p> <p>第四 医療扶助指定機関 1 指定医療機関の指定の際の留意事項 (1) 法による医療扶助のための医療を担当する機関は、申請のあつたもののうち、法第四十九条の二第二項各号のいずれにも該当せず医療扶助に基づく医療等について理解を有していると認められるものについて指定するものとする。 このうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条の二に規定する内容の医療を行う医療機関にあっては、同法第三十八条第一項の規定による指定を受けている医療機関を指定すること。 (2)・(3) 省略 (4) 指定医療機関の指定の有効期間は六年間とし、六年ごとに更新の申請を行わせ、上記(1)の指定手続と同様に審査するものとする。ただし、保険医療機関や保険薬局であつて、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその者と同一世帯に属する配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日前六月から同日前三月までの間に別段の申出がないときは、更新の申請があつたものとみなすものであること。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。